



「日本の公務員採用試験は、基本的にペーパーの試験と面接だけである。公務員となるための養成学校もなければ、大学や高校でそのための特別のコースもない」と言つと、ドイツの人々はこそつて「それなら、日本では医師、薬剤師、看護師も専門養成教育は受けないで、ペーパー試験と面接だけで済むのか」と聞いてくる。

人間の尊厳、自由、民主主義、平等法の支配等を基本理念とする欧州共同体(EU)は、経済と人材の流動化対応のため、初等教育から高等教育、職業教育、さらに社会(成人)教育の分野まで加盟国の教育の全般にわたって統一水準を設定し、二〇一〇年を到達年としてきた。加盟国共通の労働市場確立のため、公務員養成教育や公務員研修に関する統一基準も設定されたのである。

筆者は二〇一〇年間、ほぼ隔年でドイツの計五〇カ所程度に及ぶ各種の公務員研修機関・大学校、行政学校、自治体連合組織などを訪問してきた。二〇〇五年にドイツ・バイエルン州で行政専門大学校を所管する財務省を訪ね担当部長と議論した際に、彼の頭の中にある最大の課題はいかにしてEU基準



九州大学法学研究院教授
木佐 茂 男

準の公務員養成教育、研修制度を実現するからであった。一九九〇年に初めてドイツで「初級職」公務員養成のための行政学校を訪れ、日本では想像もつかぬ高度の法教育を見て、日本の公務員の「法無」ぶりに強い危機感を抱いた。一六歳で入学し三年生の学校を修

国際基準の法務教育と日本の自治体(法無)

了して初めて初級職公務員になる生徒たちは法律科目を、実務に即した教材やCDにより、きわめて合理的体系的に学んでいる。一六歳か一七歳で行政救済法も詳しく学び、住民の観点から自分一人で不服申立書や裁決書を書いて初めて卒業できる。他の法律系科目の量と密度もすごい。バイエルン州の場合、卒業時の成績優秀者上位一〇名は、その実名がインターネット上で本人の平均得点とともに公表されている。

EUでは公用言語が二三にもなる国々が統一基準の行政に取り組みわけて

あるから、「あつんの呼吸」や「組織の慣習・風土」など通するはずもない。言語化された法こそが交渉道具であり武器になるのは当然であり、そのためにも公務員の徹底した法教育が要る。わが国の地方自治業界を考えると、自治体の現場ではほとんどのところで「法無」が蔓延しており、構造的に深刻である。しかし、すべての自治体で法務力が弱いのではない。法務力を身に付けた自治体もあるが、それは自治体の人口規模とはほとんど無関係である。

人口一〇万人に近い規模の市で公害防止協定に付随する市長印と社長印を押しした覚書を見た。そこには「A建設

計画については、取り分け本市の△▽稼働期間と財政負担等を考慮し……と書いてある。「取り分け」は、「とりわけ」の誤字である。送り仮名のミスなどは随所にある。これは、起案担当者、係長、課長補佐、課長、部長、副市長と順を追って決裁されたはずである。市民自身も事業者たちも、法的思考力や法的行動力をあまり持たないため、自治体職員も鍛えられる機会が少ない。日本では、この一〇年間余にすぎん自治体の法務研修が減少したように思える。研修縮小の最大の要因は、「研修費用の不足」であるという。だが、

ピンチのときにこそ人材育成を強化し、組織の力を高めるのが筋ではないか。法的対応力がなければ、このグローバル化の時代にひとたまりもない。役所の窓口で外国人が「弁護士を立てて正式に異議を申し立てる」といって、審査もろくにしないで安易に請求内容を認めてしまう現場もある。それが国際化時代の対応なのか。経費の問題といつのは、最高幹部や担当機関の意識のありように依っているのではないか。

最近、自治体職員の採用試験で専門科目の試験を廃止している例が多くなっているようである。志願者自身がそれでいいかと悩んでいる。大学等で学んだことが何ら問われないまま、教養試験や面接だけで決まる採否に不信感を抱いている。多くの自治体の募集要項では、確かに、「公務員として必要な知識」が試験科目である。だが、そこでいう「公務員として必要な知識」の中身が問題である。そもそも、行政職には薬剤師や看護師のような専門性を要しないというその意識が、今日の無法国家を招いたのではないか。

二〇〇五年と二〇〇九年のドイツでの取材の際には、同国でも地方財政は厳しいと言いつつ、市民の観点を基軸とし、憲法に遡って考えさせる公務員の養成教育と研修が充実の一途にあるのを見た。ああ、この違いは！